

## 議案第一号

保有個人情報利用不停止決定に係る審査請求に対する裁決について  
右の議案を提出します。

令和七年一月十五日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

保有個人情報利用不停止決定に係る審査請求に対する裁決について

令和五年十月四日に提起された、令和五年九月五日付け保有個人情報利用不停止決定に係る審査請求について、別紙のとおり裁決します。

(説明)

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第四十四条の規定に基づき、提起された審査請求に対する裁決を行うため、この議案を提出します。

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 中央区教育委員会

審査請求人が令和5年10月4日に提起した、処分庁による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づく保有個人情報利用不停止決定(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年8月7日、処分庁に対し、法第98条第1項第1号及び第99条第1項の規定により、次の2件の個人情報(以下これらを併せて「本件個人情報」という。)をいずれも消去するよう請求した(以下「本件消去請求」という。)

新型コロナ特措法を元に2022年12月に依頼した『本の森ちゅうおう』(京橋図書館)のコロナ対策改善作業の連絡時に使われた個人情報、資料一式(以下「本件請求情報」という。)

「区長への手紙」の令和5年4月度の該当案件部分の個人情報、回答書一式(以下「本件対象情報」という。)

なお、中央区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月中央区条例第3号。以下「条例」という。)第9条の規定により、本件消去請求を行うにつき、法所定の保有個人情報の開示請求手続を前置する旨の規定は適用しないこととしており、審査請求人による本件個人情報の開示請求は行われていない。

- 2 処分庁は、本件請求情報については保有していないことを理由として、また、本件対象情報については、法第98条第1項第1号に規定する消去事由には該当しないことを理由として、法第101条第2項の規定により、本件処分（本件処分のうち、本件請求情報に係る部分を本件第1処分といい、本件対象情報に係る部分を本件第2処分という。以下同じ。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和5年10月4日、本件処分に不服があり、本件個人情報を消去すべきであるとして、本件審査請求を提起した。
- 4 審査庁たる中央区教育委員会は、本件審査請求の提起を受け、令和6年2月15日付けで、法第106条第2項の規定による読替え後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定により弁明書を作成し、同条第5項の規定により、これを審査請求人に送付した。
- 5 審査庁は、令和6年2月15日、法第105条第3項の規定による読替え後の同条第1項及び条例第11条第2項の規定により、上記4の弁明書の写しを添えて中央区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問を行い、令和6年12月9日付けで審査会から本件処分は「妥当である」との答申を受けた。

## 第2 本件処分の内容及び理由

### 1 本件第1処分について

審査請求人は、本件請求情報について、新型コロナウイルス感染症への対策（以下「新型コロナ対策」という。）として図書館が実施した作業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づいたガイドラインには程遠いものであったが、継続的に対策をとるように文部科学省からの指導があること及び審査請求人が求めた新型コロナ対策が実施されなかったことから、新型コロナ対策の改善について連絡した際に伝えた氏名や電話番号は必要なくなったことを理由として、消去を求めた。

処分庁は、新型コロナ対策を盛り込んだ特措法に基づくとされる新型コロナウイルス感染拡大の予防対策を求める資料について、審査請求人から受領しておらず、保有していないこと、また、審査請求人の携帯電話番号も既に削除済みであり、保有していないことを理由として、法第100条に規定する消去義務はないことから、法第101条第2項の規定により、令和5年9月5日付けの本件処分を行った。

### 2 本件第2処分について

審査請求人は、本件対象情報について、令和5年4月に着任した図書文化財課の係長が、「区長への手紙」に対する回答を作成するに当たり、事前の問題集約をせずに回答書を作成したことを理由として、氏名、住所、電話番号等及び調査内容を含む回答書そのものの消去を求めた。

処分庁は、本件消去請求を受けて、本件対象情報は、令和5年4月21日付けで提出のあった「区長への手紙（Eメール君）」（5中企広聴第36号）及び同月26日にあった審査請求人からの架電の内容を記載した「区長への手紙」扱いの文書並びにこれらに対する同年5月18日付けの回答書であると特定した。

そして、処分庁は、この特定した本件対象情報を、区政に関する広聴及び相談という広聴事務における個人情報の利用目的の達成に必要な範囲において利用しており、本件対象情報の消去請求が法第98条第1項第1号に規定するいずれの事由にも該当せず、法第100条に規定する消去義務はないとして、法第101条第2項の規定により、令和5年9月5日付けの本件処分を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり本件処分は違法又は不当であると主張し、本件個人情報を消去するよう求めている。

「区長への手紙」の問い合わせ（意見要望）と回答書の内容趣旨が全く異なっており、違法性がある内容も書かれている。個人情報の目的外利用や外部流出もあり、行政庁側で対象の個人情報の正確な状態や場所を確認しない以上、消去すべきである。

審査請求人は、本件処分により、処分庁の違法又は不当な処分により法律上保障された利益を侵害され、又は必然的にこれからも侵害されるおそれがある。また、ありもしない内容を流布され人権を侵害されていると強く感じている。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次のとおり主張して本件審査請求の棄却を求めている。

本件第1処分について

処分庁は、審査請求人が主張している新型コロナウイルス感染拡大の予防対策を求める資料を審査請求人から受領しておらず、審査請求人の携帯電話番号も既に削除済みであって、本件請求情報を保有していないため、法第1

00条に規定する消去義務はないことから、法第101条第2項の規定により、本件処分を行った。

したがって、本件第1処分に違法又は不当な点はない。

本件第2処分について

本件対象情報について、審査請求人は自身の意見要望と所管課作成の回答書の内容趣旨とが異なっていると主張しているが、本件対象情報の取扱いではなく、その意味する内容に係るものであり、もとより違法性はないから、そもそも消去請求の理由にはならない。

また、本件対象情報は、前記第2の2の のとおり特定している上、法令等に基づかずに利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することはない。

このことから、審査請求人の主張は、法第98条第1項第1号に規定するいずれの事由にも該当せず、法第100条に規定する消去義務はないことから、法第101条第2項の規定により、本件処分を行った。

したがって、本件第2処分に違法又は不当な点はない。

#### 第4 裁決の理由

##### 1 本件に係る法令の規定について

法第98条（利用停止請求権）

##### 第1項

何人も、自己を本人とする保有個人情報がある次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

##### 二 （略）

法第61条（個人情報の保有の制限等）

##### ア 第1項

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む）

第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

イ 第2項

行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

法第63条（不適正な利用の禁止）

行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

法第64条（適正な取得）

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

法第69条（利用及び提供の制限）

ア 第1項

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

イ 第2項

前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係

る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学术研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

法第100条（保有個人情報の利用停止義務）

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

法第101条（利用停止請求に対する措置）

第2項

行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

条例第9条（訂正請求等に係る保有個人情報の範囲等）

法第90条第1項に規定する訂正の請求及び法第98条第1項（番号利用法第30条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、法第5章第4節第1款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、法第90条第3項、第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

## 2 本件第1処分について

本件請求情報について

ア 審査請求人は、令和4年12月頃には、中央区立の複合施設「本の森ちゅうおう」にある京橋図書館における新型コロナ対策が不十分であり、適切な感染防止対策を取るべきである旨を、当該図書館の指定管理者である民間事業者に対して意見として述べていた。

しかし、処分庁は、京橋図書館の新型コロナ対策につき、審査請求人が改善すべきと思料する点を記載した資料を取得したことはないとしており、また、審査請求人の主張によっても、処分庁に交付した年月日や、当該資料の概要も定かでないことからすれば、処分庁において、本件請求情報を保有しているとは認められない。

イ 令和5年1月11日、審査請求人は中央区役所本庁舎1階の総合案内「まごころステーション」を訪れており、その際、総合案内からの呼び出しに応じて、処分庁の図書文化財課の職員が出向いて、審査請求人に対応している。

審査請求人は、当該職員に対して、過日、京橋図書館を含む中央区立の図書館における新型コロナ対策が不十分である旨を、その指定管理者に意見として述べており、架電にて回答するよう求めているが、未だに架電がないため、指定管理者から審査請求人宛ての架電を要望している旨を、処分庁から指定管理者に伝えるように依頼し、その際、審査請求人の姓及び携帯電話番号(以下「電話番号等」という。)を連絡先として口頭で申し出たことがある。

当該職員は、電話番号等を紙片に簡易に走り書きして、メモした後、総合案内を離れて自席に戻り、すぐに指定管理者宛てに電話をして、審査請求人の要望と電話番号等を伝えており、電話番号等をメモ書きした紙片については、利用目的を達したことから、架電後速やかに、職場内にあるシュレッダーにかけて裁断の上、廃棄している。

ウ 以上のとおり、処分庁は、審査請求人から、京橋図書館の新型コロナ対策につき、改善すべきと思料する点を記載した資料は取得しておらず、来庁時に電話番号等を取得したことはあるが、利用目的に従った利用後に直ちに廃棄しており、令和5年8月7日にされた本件消去請求のときには保有していないとする処分庁の説明に不自然な点は認められない。

したがって、本件請求情報が不存在であることを理由として、法第101条第2項の規定によりされた本件第1処分には、違法又は不当な点はない。

### 3 本件第2処分について

本件対象情報は、次のとおりである。

ア 令和5年4月21日付けで提出のあった「区長への手紙(Eメール君)」(5中企広聴第36号)における審査請求人の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス。

イ 令和5年4月26日に、上記アの続きであるとして、審査請求人からの

架電の内容を記載した「区長への手紙」における審査請求人の住所、氏名及び電話番号。

ウ 上記ア及びイに対する令和5年5月18日付けの回答書における審査請求人の氏名。

保有個人情報の消去事由は、法第98条第1項第1号に限定列挙されており、その事由は、次のとおりである。

ア 法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき。

イ 法第63条の規定に違反して取り扱われているとき。

ウ 法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき。

エ 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき。

法第61条第2項の該当性について

ア 本件対象情報は、審査請求人が中央区（以下「区」という。）のホームページにて公開している電子メールの投稿フォームを利用して送信した「区長への手紙（Eメール君）」及びその内容を補足するために審査請求人から架電のあった内容を記載した「区長への手紙」扱いの文書並びにこれらに対する回答からなっている。

イ 「区長への手紙」とは、区の刊行物である中央区政年鑑によれば、区の広聴事務に位置付けられており、区民などから区政に対する意見や要望などを広く求め、速やかに対処するとともに、今後の区政運営の参考にするものであって、その方法は、区の各施設窓口で料金受取人払いによる「広聴はがき」を常備し、区民が手軽に利用できるようにしており、また、「区長への手紙（Eメール君）」（区ホームページからの意見投稿）郵送、FAXなどでも意見や要望を受け付けることが明記されている。その受付件数は、令和3年度は849件、令和4年度は550件、そして令和5年度は630件であった。

区のホームページにも、「区長への手紙」や「区長への手紙（Eメール君）投稿フォーム（回答希望あり）」の標題にて記事があり、「このコーナーは、皆さんからの区政に対するご意見・ご要望などをお寄せいただくためのものです。区政に対するご意見などのある方は、ご利用ください。」とあり、また、投稿についての「お願いとご注意」として、「件名、内容、お名前、ご住所は必ずご記入ください。」とされ、また「次の内容については回答できませんのでご了承ください。」として、氏名（フルネーム）および住所（部屋番号まで）が正確に記載されていないもの、主旨が不明確、解読できないもの、質問、問い合わせその他これらに類するもの、同一人

から同趣旨または類似の内容が繰り返し送付されたものなどが掲げられている。

区では、区長部局に属する企画部広報課(以下「企画部広報課」という。)にて「区長への手紙」を受け付けた後、意見・要望の内容に応じて、所管の部署へ回付して、当該部署から回答を差し出しており、内容によっては、1通の「区長への手紙」を複数に分割して、複数の部署からそれぞれの担任意務に応じた回答を差し出すこともある。

そして、回答をした部署から当該回答の写し等を企画部広報課に提出することにより、区が行った回答の全体を把握するとともに、中央区文書管理規程(昭和40年4月中央区訓令甲第3号)第49条第3項の規定により、公文書として教育委員会事務局においては1年間、主務課である企画部広報課においては5年間保存している。

以上によれば、区では、地域における事務を適正に遂行するための施策として、区民などから区政に対する意見や要望などを広く求めて、今後の区政運営の参考にするという利用目的のために個人情報保有することとしており、また、当該利用目的を刊行物や区ホームページにて明示していると認められる。

ウ 審査請求人は、「区長への手紙」への回答後は、本件対象情報は不要になると主張して、その消去を求めていると解されるが、前記イのとおり、「区長への手紙」制度は、回答希望者に速やかに回答することだけにとどまらず、区政に対する意見や要望などを広く求めて、今後の区政運営の参考にすることも主な目的としたものである。

そのため、意見・要望の内容はもとより、投稿者の属性などの個人情報も、区政の改善に向けた当該内容の深い分析などをする際には必要であり、また、消極的には、同一人から同趣旨又は類似の内容が繰り返されていないかを確認する必要もあることからすれば、処分庁において、「区長への手紙」への回答後に本件対象情報を一定期間保有することが、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているとは認められない。

法第63条、法第64条並びに法第69条第1項及び第2項の該当性について

本件対象情報は、法第63条に規定する処分庁が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する場合に該当せず、法第64条に規定する偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合にも該当しない。

なお、審査庁は、本件審査請求における弁明書の作成及び証拠書類の提出のために本件対象情報を審査会に提出しているところ、これは、法第106条第2項の規定による読替え後の行政不服審査法第29条第5項の規定による、審査庁の法律上の義務の履行であり、法令に基づく場合に該当するものである。このほかに、法第69条第1項又は第2項に規定する除外事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的のための保有個人情報を利用し、又は提供しているとは認められない。

審査請求人は、本件対象情報を削除すべき理由として、「区長への手紙」制度を利用して意見・要望を伝えてはいるが、その回答書の内容が一方的であることや、回答に当たって、処分庁の事実調査が不適切である旨を主張している。

しかし、保有個人情報の消去事由は法第98条第1項第1号に限定されており、また、審査請求人の主張は、回答書の作成の過程や、その記載内容そのものに対する重ねての意見・要望と捉えられるものであって、「区長への手紙」制度によるやり取りに係る保有個人情報そのものを消去すべき理由とはならないものである。

審査請求人は、行政庁側で対象の個人情報の正確な状態や場所を確認しないと述べているが、個別の事実に基づいておらず、漠然とした懸念の表出に過ぎない。

したがって、本件対象情報につき、法第98条第1項第1号に規定するいずれの事由にも該当しないことを理由に、法第101条第2項の規定によりされた本件第2処分には、違法又は不当な点はない。

## 第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年1月15日

審査庁 中央区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央

区教育委員会となります。) 裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区教育委員会となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記1の期間が経過する前であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります(なお、正当な理由があるときは、上記1の期間及びこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。)